

一般社団法人日本体力医学会
会員の懲戒に関する規程

令和元年 5 月 24 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本体力医学会（以下「本学会」）の会員の懲戒に関し必要な事項を定める。

(懲戒の種類等)

第 2 条 本学会が会員に課す懲戒処分は、次の各号のとおりとし、これらの懲戒を併科することができるものとする。

- (1) 訓戒：口頭にて将来を戒める
- (2) 戒告：文書にて将来を戒める
- (3) 譴責：始末書を提出させ、将来を戒める
- (4) 委員会委員罷免：委員会委員を罷免し、相当な期間を定めて委員会委員の就任を停止する
- (5) 役員罷免：役員を罷免し、相当な期間を定めて役員の就任資格を停止する
- (6) 会員資格の停止：相当な期間を定めて会員資格を停止する
- (7) 除名：会員資格を剥奪する

2. 第 1 項第 4 号に該当する者は、委員会委員の就任停止期間が解除された後は、新たに選出する委員会委員の候補者としてすることができる。

3. 第 1 項第 5 号に該当する者は、役員の就任資格停止期間が解除された後は、役員選挙の被選挙権者になることができる。

4. 第 1 項第 6 号に該当する者は、会員資格停止期間中についても本学会の会費を納入しなければならない。また、会員資格停止期間中に退会した者は、本学会に再入会することはできない。

(処分の対象)

第 3 条 理事会は、次の各号に掲げる行為をなした会員を懲戒処分の対象とすることができる。

- (1) 刑罰法令に抵触する行為、または反社会的行為であり、それが本学会の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為
- (2) 会員としての良識や品位に欠ける行為であり、それが本学会の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為
- (3) その他、本学会の名誉を毀損し、社会的信用を失墜させる行為

2. 理事会は、前項に記載する行為により懲戒処分に賦された会員について監督指導を行うべき職にある会員に対し、その職責の見地から、懲戒処分の対象とすることができる。

(処分の決定)

第 4 条 理事長は、第 3 条に規定する行為をなした疑いのある会員の存在が判明したときは、理事会に諮り、直ちに当該行為にかかる調査を倫理委員会に指示を行い、その事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。

2. 理事長は事案の性質上別に調査委員会を設置して調査等をなすことが妥当とするときは、理事会に諮り、調査委員会を設置することができる。

3. 第 3 条に該当する会員に対して処分通知をする前に、処分対象会員から委員会委員辞任届、役員辞任届、退

会届などが提出された場合であっても、理事会の判断により、届出の受理を保留し、本規程に定める手続きを行うことができる。理事会は処分対象会員に届を留保していることをすみやかに連絡する。

4. 理事会は倫理委員会または調査委員会の報告書に基づき処分を決定する。
5. 第2条第4号から第6号の処分の期間は、6ヶ月以上3年以下とする。ただし、刑罰法令に抵触する行為のときは、その量刑に応じて3年を超えることができる。
6. 第2条第4号から第7号の処分を決定するときは、処分対象会員に弁明の機会を与えなければならない。
7. 会員に対する処分の決定は、社員総会の決議を経なければならない。ただし、第2条第1号から第3号に該当する処分を決定するときは、状況に応じて社員総会の決議を省略することができる。

（調査委員会）

第5条 第4条第2項の調査委員会を組成した場合、調査委員会は短期委員会とし、任務終了後に解散する。

2. 調査委員会を組成する場合には、その委員は、理事および評議員各2名以上及び外部有識者(法律の専門家、弁護士等)から構成されるものとし、倫理委員会が理事会に推薦し、理事長が任命する。委員長は委員の互選で決定する。
3. 処分対象会員または処分事案につき利害関係のある者、審査の公正を害する虞のあるものは調査委員とすることはできない。
4. 調査委員会の議事及び審査は公開しない。

（勧告）

第6条 理事会は、第2条第4号から第6号に掲げる処分対象会員に対し、社員総会の決議を得るまでの間、社員総会に諮られる処分に該当する対応を勧告することができる。

2. 第1項に定める理事会の勧告を受け入れた者の処分期間には、勧告を受け入れた日から社員総会での決定までの期間を参入することができる。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付則

この規程は、令和元年5月24日から施行する。